

船員法第一条第二項第二号の港の区域を指定する件の一部改正について

平成19年9月
海事局運航労務課

1. 背景

船員法（昭和22年法律第100号）第1条第2項第2号に規定する港のみ航行する船舶については、船員法の規定が適用されないこととなっており、港の区域については、同法第1条第3項において港則法（昭和23年法律第174号）に基づく港の区域によると規定されています。

また、同項ただし書きには、国土交通大臣は政令（船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令（昭和23年政令第164号））で定めるところにより、特に港を指定し、港則法に基づく港の区域と異なる区域を定めることができることと規定され、同規定により定めた区域は、船員法第一条第二項第二号の港の区域を指定する件（昭和23年運輸省告示第192号、以下「港域告示」という。）において告示しているところです。

現在、港則法上において、大阪港、尼崎西宮芦屋港、神戸港の3港はそれぞれ独立した港の区域となっていますが、今般、上記の3港とその区域を統合し、統合後の港の名称を阪神港とするため、港則法施行令（昭和40年政令第219号）が改正される予定です。これに対して、船員法の適用については、船員の労働保護及び船舶航行の安全確保のため、従来通りの設定を維持する必要があることから、引き続き当該3港を独立した港とするため、港域告示において、現在港則法施行令において規定されている大阪港、尼崎西宮芦屋港、神戸港の3港を新たに指定し、その区域を定める等の所要の改正を行うものとしします。

2. 概要

船員法第一条第二項第二号の港の区域を指定する件（昭和23年運輸省告示第192号）別表について、大阪港、尼崎西宮芦屋港、神戸港の3港を新たに追加することとしします。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	未定
施	行	平成19年12月1日（土）